

内定時によくある質問

問 1 4月入園に内定したと保育園から連絡があり、3月中の面接・健康診断の日程調整の話をいただきました。しかし、都合が悪く指定された期間での面接・健康診断を行うことができません。4月に入ってから面接・健康診断を受けてもかまいませんか？

答 1 認められません。保育園長からの面接・健康診断の結果を受け、入園を承諾しています。入園前月末日までに面接・健康診断を受けられない場合は、内定取消となります。

問 2 内定連絡をもらいましたが、育児休業を延長することにしたので、内定を辞退し、申込を取り下げたい。

答 2 申込を取り下げる場合は、「申込内容変更・取下届」に内定を辞退する旨と申込を取り下げる旨を記入し、取り急ぎ保育認定・調整課入園担当にご提出ください。（郵送・電子申請可）また、内定した園へ内定を辞退する旨を連絡してください。

問 3 内定した園が希望順位の低い園であったので、今回は辞退し、別の園での選考を希望したい。

答 3 内定を辞退し、引き続き入園申込の継続を希望される場合は、「申込内容変更・取下届」に今回内定した保育園を辞退する旨と改めて通える範囲の保育園の希望順位を記入し、取り急ぎ保育認定・調整課入園担当にご提出ください。（郵送・電子申請可）

問 4 4月の1次選考で希望順位の低い園に内定しました。今回の内定をキープしながら4月2次選考に申込をかけることはできますか？

答 4 内定した園を辞退しない限り、4月2次選考に申込をかけることはできません。申込を辞退されず入園された場合は5月入園の転園申込をしていただくことが可能です。ただし、転園申込の際は再度お申込みの手続きが必要となりますのでご注意ください。

問 5 4月入園の申込みをしましたが、内定辞退した場合、待機通知はもらえますか？

答 5 待機通知については、入園選考で内定とならなかった方にお送りしております。内定辞退された方には送付しておりません。

問 6 入所内定を辞退した場合、ペナルティはありますか？ 今後の選考で不利になりますか？

答 6 世田谷区では、内定辞退された方へのペナルティはなく、今後の選考において不利になることもありません。しかし、例年多くの辞退者があり、本来内定出来た方が内定できない等大きな影響が出ています。見学等、よくご検討の上、お申込みください。辞退の場合は、至急保育認定・調整課入園担当までご連絡下さい。

問 7 家庭や仕事の状況について、入園（転園）の申込時と内定または、決定時点で差異があった場合はどうなりますか？

答 7 変更後の状況で入園が可能かどうか、改めて利用調整を行います。利用調整の結果、入園ができないことが判明した場合は内定取消となります。

問 8 転園の申込をし、内定連絡がありました。内定の辞退はできますか？

答 8 内定辞退は可能ですが、転園が内定すると、在籍している保育園等は退園になります。そのため、転園の内定を辞退しても、在籍している園に戻る（継続して在園する）ことは、いかなる理由があってもできません。転園の必要がなくなった場合は、入園希望月の申込締切日までに「申込内容変更・取下届」をご提出ください。（郵送・電子申請可）

問 9 現在、育児休業中です。保育園の内定連絡をもらいましたが、復職する際に気を付けることはありますか？

答 9 『復職』とは、育児休業の承認を受けた会社に職場復帰することを指します。育児休業中または育児休業終了後、入園月前に勤務先を退職（転職含む）した場合や入園月中に育児休業を取得した勤務先に復職をしなかった場合は、入園取消（退園）となります。なお、復職の確認は、育児休業を取得した勤務先が作成する復職証明書で行います。

育児休業前と同じ勤務条件（勤務日数・時間）での復職が必要となるため、ご注意ください。復職後、育児休業前より勤務条件が減少している場合は内定取消（退園）となる可能性があります。

事例① 育児休業から復帰する場合（勤務日数・時間は同じ）

		申込時	入園時
ア	○	A社で育休取得中	入園した月にA社へ復帰
イ	×	A社で育休取得中	入園した月にA社ではなくB社に復帰
ウ	×	A社で育休取得中	入園した月の翌月にA社に復帰

アは、育児休業を取得したA社に同じ労働条件で復職しているので『復職』に該当します。保育の調整基準番号6の「申込児の産休明け、または育休明け予定の場合」に該当します。

イは、A社に復帰せずに、別のB社に入社しているので『復職』には該当せず『転職』となります。保育の調整基準番号6の「申込児の産休明け、または育休明け予定の場合」に該当しません。産休・育休明け予定として申込んだ方がイに該当する場合は、入園取消（退園）となる場合があります。

ウは、育児休業を取得したA社に同じ労働条件で復職しているものの、入園した月に復職をしていないため、入園取消（退園）となります。

事例② 入園後の勤務時間を変える場合

		申込時	入園時
エ	○	育休取得中	申込み時の就労証明書の勤務時間で復職
オ	○	育休取得中	育児時間・育児短時間制度等（※）を使って復職
カ	×	育休取得中	※によらず、勤務日数・勤務時間を短くして復職

※週の勤務日数が減少しない場合に限る。

エは、同じ勤務条件で復職しているので問題ありません。オの時間短縮制度を利用する方

は、週の勤務日数が減少しない場合は問題ありません。

力)は、勤務日数、勤務時間が申込み時に比べて短くなっているため、入園時に戻って再選考となり、内定できない状況の場合は入園取消(退園)となる場合があります。

事例③ 復帰後の派遣先が未定の場合

派遣元Aに雇用され、派遣先Bで勤務していて、育休を取得しているケース
(勤務日数・時間は復帰後も同条件で勤務)

		申込時	入園時
キ	○	派遣元Aで育休取得中	派遣元Aに復帰し、派遣先Bで勤務
ク	○	派遣元Aで育休取得中	派遣元Aに復帰し、派遣先Cで勤務
ケ	×	派遣元Aで育休取得中	派遣元Aに復帰せず、派遣元Dに復帰し、派遣先Bで勤務

『復職』とは、育児休業の承認を受けた会社に職場復帰することですが、派遣社員の方の勤務先とは、『派遣元』を指します。キ)、ク)は派遣元Aに復帰しているため、派遣先が前と違う場合でも『復職』に該当します。

ケ)は、派遣先は同じですが、派遣元Aに復帰せず、新しい派遣元Dに入社しているため、復職には該当せず『転職』となります。入園取消(退園)となる場合があります。